

第5章 WTO農業交渉とTPP交渉の現状

(研究会開催日 2012年2月6日)

農林水産省国際部長 坂井真樹

WTO交渉はまさに行き詰まりの状況にある。昨年12月にジュネーブで第8回閣僚会合が開催されたが、いわゆるシングルアンダーテイキングでの各分野の包括合意は当面難しいことが再確認されたにとどまった。包括合意に代えて、合意可能な分野での先行合意を目指そうという意見も多く出たが、つまり食い的な取り組みは結局はドーハラウンドの包括的合意を不可能なものにしてしまうという反対意見も強く、また、いざどの分野で先行合意を目指すかという話になると、各国の意見が一致する見通しは立たないといった状況である。

ドーハラウンドが開発をテーマとする交渉である以上、LDC対策をまず先行実施すべきという途上国の主張には一定の正当性があるが、香港閣僚会合で合意されたLDCからの輸出に対する無税無枠措置（関税を撤廃し、無税枠といった数量制限も行わない）を先行して実施する提案も、米国が繊維業界の反対にあって拒否したため、頓挫してしまった。こうした米国の反応を見て、中国、インド、ブラジルといった新興国も反発を強めている。現職の再選のかかった大統領選挙を迎える米国がますます内向きになっていく中、年内にドーハラウンドが大きく動き出すことは考えられない。

ドーハラウンドが行き詰まる中、TPPをはじめとするEPA/FTAの動きが拡大している。TPP交渉は21分野と幅広い分野で展開されており、その中には、投資、競争、政府調達など、かつてはシンガポールイシューと言われ、途上国の反対でドーハラウンドの交渉対象から外れた分野の他、労働、環境、医薬品関係をはじめとする知的所有権、国営企業と米国企業の関心分野が網羅されている。この中には、国営企業のように、これまでのEPA/FTAではほとんど取り上げられていない分野も含まれている。

TPP交渉では、10年以内の関税撤廃が原則とされており、参加国からの情報によれば、撤廃までの経過期間を10年より長くすることはできても、国内産業保護を目的とする関税

撤廃からの除外を行うことは困難であると言われている。現在我が国は、既存の参加国9カ国と事前協議を実施しており、各国が我が国にどのような自由化を求めるのかを含め情報収集を行い、その結果を提供することとしている。政府として、できる限り的確かつ幅広い情報を提供して、昨年11月の総理声明にうたわれた、国民的な議論の充実に貢献することが求められている。

TPP、EPA、WTOについて

2012年2月

EPA(経済連携協定)の現状

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
シンガポール	☆署名(1月) ★発効(11月)				見直し交渉 (4月～)	☆署名 (3月)	★発効(9月)			
メキシコ		交渉(11月～) ☆署名 (9月)	★発効(4月)				再開 (9月～)			☆署名 (5月)
マレーシア			交渉(1月～) (2月)	☆署名 ★発効(7月)						
チリ					交渉(2月～) (3月)	☆署名 ★発効(9月)				
タイ			交渉(2月～) (4月)		☆署名 ★発効(11月)					
インドネシア				交渉(7月～)		☆署名(8月) 化粧剤(7月)				
ブルネイ				交渉(9月～)		☆署名(6月) ★発効(7月)				
ASEAN全体(注1)				交渉(4月～)		署名完了★ (4月)	★発効(11月)			
フィリピン			交渉(2月～)		☆署名(9月)		★発効(11月)			
スイス					交渉(6月～)		☆署名 (2月)	★発効(9月)		
ベトナム					交渉(1月～)		署名 (12月)	★発効(11月)		
インド					交渉(1月～)				☆署名 (2月)	★発効(6月)
ペルー						交渉(8月～)				☆署名(5月)
韓国(注2)			交渉(12月～)							
G C C (注3)					交渉(9月～)					
豪州						交渉(4月～)				

(注1) ASEAN全体とのEPAは、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で発効。未発効国はインドネシアのみ。

(注2) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談における日本側の働きかけにより、同年9月には交渉再開に向けた第1回局長級協議、2011年5月には第2回局長級協議を開催。

(注3) G C C (湾岸協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

EPA(経済連携協定)の現状

- 我が国は、アジアを中心に13の国や地域とEPAを締結・署名した。
 - また、豪州等と交渉中。EU等とも交渉開始に向けて協議等を行っている。
 - TPPについては、交渉参加に向けて関係国との協議を行うこととしている。

締結・署名済の国		シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド(以上12の国や地域と締結済)、ペルー(署名済)		
国	協議等の状況	国	協議等の状況	
交渉中等	豪州	2007年4月から交渉を13回実施	共同研究等	EU 2011年5月に交渉のためのプロセス開始に合意 スコーピング協議を実施中
	韓国	2004年11月に交渉中断。2008年6月以降、実務レベルの協議を継続。直近は2011年5月9日に開催		日中韓 2010年5月から共同研究を7回実施 2011年12月に共同研究終了
	GCC※	2006年9月から交渉を2回実施		モンゴル 2010年6月から共同研究を3回実施、 11年3月に報告書完成
				カナダ 2011年3月から共同研究を3回実施
				コロンビア 2011年11月に共同研究第1回会合を実施

※ G C C (湾岸協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

国		協議等の状況
共同研究等	EU	2011年5月に交渉のためのプロセス開始に合意 スコーピング協議を実施中
	日中韓	2010年5月から共同研究を7回実施 2011年12月に共同研究終了
	モンゴル	2010年6月から共同研究を3回実施、 11年3月に報告書完成
	カナダ	2011年3月から共同研究を3回実施
	コロンビア	2011年11月に共同研究第1回会合を実施
	ASEAN+3(日、中、韓) /ASEAN+6(日、中、韓、印、豪、NZ)	2011年11月に、既存の4作業部会(原産地規則等)の成果を報告するとともに、物品貿易、サービス貿易、投資の3作業部会の設置を決定。
	TPP	「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」(総理記者会見)
その他		

2

「基本方針」に基づくEPAの追求

TPPについては、野田総理は、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る方針を表明。

野田総理記者会見

(平成23年11月11日)

(前略)私としては、明日から参加するホノルルAPEC首脳会合において、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることいたしました。

もとより、TPPについては、大きなメリットとともに、数多くの懸念が指摘されていることは十二分に認識しております。

私は日本という国を心から愛しています。母の実家は農家で、母の背中の籠に揺られながら、のどかな農村で幼い日々を過ごした光景と土の匂いが、物心がつくつかないかという頃の私の記憶の原点にあります。

世界に誇る日本の医療制度、日本の伝統文化、美しい農村、そうしたものは断固として守り抜き、分厚い中間層によって支えられる、安定した社会の再構築を実現をする決意であります。同時に、貿易立国として、今日までの繁栄を築き上げてきた我が国が、現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れていかなければなりません。このような観点から、関係各国との協議を開始し、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととしたいと思います。

日米首脳会談

(平成23年11月12日、米国ハワイにて)

野田総理から、今般、日本政府として、TPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした、一年前の横浜APECでの日米首脳会談以降、東日本大震災があり、慎重論も強かったが、日本を再生し、豊かで安定したアジア太平洋の未来を切り拓くため、自分自身が判断した、昨年11月に決定した「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき高いレベルの経済連携を進めていく、今後交渉参加に向けて米国をはじめとする関係国との協議を進めたく、オバマ大統領の協力を得たい旨を伝えた。

オバマ大統領からは、日本の決定を歓迎するとともに、今後の協議の中で日本側と協力していく旨の発言があった。

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件 (平成23年12月6日 衆議院・農林水産委員会決議)

本年11月11日、野田内閣総理大臣は「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明した。しかしながら、TPPについては、政府からの情報提供及び国民的議論とも不十分であると言わざるを得ない状況であり、先のAPEC首脳会合において交渉参加を表明することに対し、各界各層から強い懸念が相次いで示されたところである。TPPは原則として関税をすべて撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与える、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招くおそれがある。さらに、TPPにより食の安全が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

よって、政府は、TPP交渉参加に向けた関係国との協議を行う場合には、左記の事項に留意することを強く求めるものである。

記

- 1 交渉参加に向けた関係国との協議により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 2 交渉参加に向けた関係国との協議は、国益を最大限に実現するため、政府一体となって慎重に行うこと。その際、国益を損なうことが明らかになった場合には、政府は交渉参加の見送りも含め厳しい判断をもって臨むこと。
- 3 交渉参加に向けた関係国との協議を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、協議の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。
- 4 我が国は自由貿易の推進を対外通商政策の柱とし、様々なEPA・FTA、地域協定のメリット、デメリットを検討し、メリットの大きなものについては積極的に推進するとともに、これによって打撃を受ける分野については必要な国境措置を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じてきたところである。今後とも、我が国とのるべき戦略について精力的に構築すること。

右決議する。

4

「包括的経済連携に関する基本方針」の概要

- 「包括的経済連携に関する基本方針」は、平成22年11月9日に閣議決定した。
- 同基本方針では、①我が国を取り巻く環境と高いレベルの経済連携推進、②包括的経済連携強化に向けての具体的取組、③経済連携交渉と国内対策の一体的実施、について記述している。

1 我が国を取り巻く環境と高いレベルの経済連携推進

「国を開き」、「未来を拓く」ための固い決意を固め、これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の主要貿易国との間で、高いレベルの経済連携に必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進する。

2 包括的経済連携強化に向けての具体的取組

センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。

3 経済連携交渉と国内対策の一体的実施

農業分野、人の移動分野及び規制制度改革分野において、適切な国内改革を先行的に推進する。

《農業》

・高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、「農業構造改革推進本部(仮称)」を設置し、平成23年6月めどに基本方針を決定し、10月めどに行動計画を策定する。

5

「日本再生の基本戦略」の概要(経済連携関連)

- 「日本再生の基本戦略」は、平成23年12月24日に閣議決定した。
- 経済連携については、我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めることとされた。

4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

(1) 更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓)

- ①経済連携の推進と世界の成長力の取り込み

<基本的考え方>

アジア・太平洋の増大する需要を始めとするグローバル需要の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠である。世界の成長力を自らの成長に取り込み、また我が国が世界経済に貢献していくためには、我が国が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導していくことが重要である。こうした観点から、我が国として主要な貿易相手を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進める。具体的には、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向け、日韓・日豪交渉を推進し、日中韓、ASEAN+3、ASEAN+6といった広域経済連携の早期交渉開始等を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については交渉参加に向けた関係国との協議を進める。また、日EU等の早期交渉開始を目指す。

環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership(TPP))協定

P4協定とTPP協定交渉

- 環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement:シンガポール、NZ、チリ、ブルネイによる経済連携協定(通称P4協定)が2006年に発効。P4協定はAPEC参加メンバーに開放されている。
- 物品貿易については、原則として全品目について即時または段階的関税撤廃。
- サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定。

「P4」が拡大

- 2010年3月、上記4カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8カ国でP4協定を発展させた広域経済連携協定を目指す「環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership)協定」の交渉を開始。
- 2010年10月4日～9日に第3回交渉会合(於ブルネイ)を開催。同会合からマレーシアが新規参加し、現在9カ国。
- 以後、2011年12月5日～9日のマレーシアまで、10回交渉会合を開催。
11月12日のTPP交渉参加9ヶ国首脳会合では、TPP協定の大まかな輪郭を発表。

交渉の現状

- 24※の作業部会が立ち上げられ、議論が進められている。

※首席交渉官協議／市場アクセス(工業)／市場アクセス(総務・衣料品)／市場アクセス(農業)／原産地規則／貿易円滑化／SPS／TBT／貿易救済／政府調達／知識的財産権／競争政策／越境サービス／金融／電気通信／電子商取引／投資／商用移動(business mobility)／環境／労働／制度的事項／紛争解決／協力／横断的事項特別部会(中小企業、競争、開発、規制間連協力)

(注)我が国は様々な外交ルートや種々の協議の場を通じて情報収集を行っている。

TPPの交渉プロセス

交渉日程及び目標

交渉日程

2010年 3月 第1回会合(於:豪州)
P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国
(シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ)に加えて、米、豪、ペ
ルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。

6月 第2回会合(於:米国)
10月 第3回会合(於:ブルネイ)
マレーシアが新規参加
12月 第4回会合(於:NZ)

2011年 2月 第5回会合(於:チリ)
3月 第6回会合(於:シンガポール)
6月 第7回会合(於:ベトナム)
9月 第8回会合(於:米国)
10月 第9回会合(於:ペルー)
12月 第10回会合(於:マレーシア)

2012年 2012年には5回の全分野を対象とした交
渉会合を予定
3月 第11回会合(於:豪州)(予定)

目標

2011年5月
TPP協定交渉参加国閣僚会合共同声明
(於:米国モントナAPEC貿易大臣会合)
「11月にTPP協定の大まかな輪郭を固めるとの目
標を表明した。」

2011年11月12~13日
APEC首脳会議(於:ハワイ・ホノルル)
・「TPPの輪郭」を発表
・野心的な目標ではあるが、2012年中に協定を完
成させるよう指示した(オバマ大統領の発言)。

TPPの輸郭とメリット・デメリット

○農林水産関係分野

	TPPの輸郭 (2011年11月12日TPP首脳会合)	我が国が確保したい主なルール	慎重な検討を要する可能性のある点
物品市場 アクセス	TPP参加国は、TPP参加国が相互通じてのTPP市場アクセスが原則的に、パラレンスがどれどおり、透明なものとなるように、すべてのTPP参加国に適用されることとする。物品貿易に関する規制を設けることは、協定参加国がWTO協定上負っている義務を上回る重要な約束を含む。TPP参加非加盟国は、輸出する規約を約束壁とする。農産品の輸出競争や、食品安全も議論されている。	<ul style="list-style-type: none"> 我が国が未だEPAを締結していない米国、豪州、NZとの関係において、我が国輸出品の関税の撤廃等の可能性がある。また、我が国が既にEPAを締結している国との間でも、残っている関税の撤廃等の可能性がある。 物品貿易ルールとして、輸出規制に係る手続の透明性・明確性の確保等の強化がべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> TPP協定交渉においては、高い水準の自由化が目標とされており、従来我が国が締結してきたEPAにおいて、常に「除外」または「再協議」の対応をしてきた農林水產品(コメ、小麦、乳製品、牛肉、豚肉、水産品等)を含む940品目にについて、関税撤廃を求められる。
SPS (衛生植物 検疫)	動植物の健康及び食品安全を強化し、TPP参加国間の貿易を促進するため、9か国はWTO・SPS協定の現行の権利及び義務を強化し、拡張させることに合意した。SPSの条文案には科学的、透明性、地域主義、協力及び同等性に関する一連の新たな約束が含まれるであろう。加えて、交渉担当者は、輸入検査や確認を含む一連の新たな二国間及び多国間の協議力に関する提案を検討することに合意した。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> WTO・SPS協定上の権利義務の変更が求められるおそれがある。例えば、「措置の同等」と「地域主義」について、ルールが一律に適用されるおそれがあるが、WTO・SPS協定に従つて、個別条件毎に科学的根拠に基づいて慎重に検討することが難しくなる。 〔注〕地域主義：病害虫の発生していない地域においても、清浄な産されたものであればその輸入を認める概念。 SPS措置について国際基準との調和を一般に義務付ける規定が盛り込まれる場合、WTO・SPS協定上の各國の権利の行使が制約を受けるおそれがある。 〔注〕WTO・SPS協定において、科学的に正当な理由がある場合は国際基準に基づく措置によって達成される検疫上の保護水準よりも高いレベルの措置を導入・維持できることとされている。 個別品目の輸入解禁や輸入条件の変更につけて、従来よりTPP交渉参加国により要請されてきた要件が、交渉参加の条件とされ、あるいはTPP協定に付随する約束を求める場合には我が国が適切と考える検疫上の保護水準が確保できるよう、慎重な検討が必要となる。

TPPの輸郭 (2011年11月12日TPP首脳会合)	我が国が確保したい主なルール	慎重な検討を要する可能性のある点
TBT (貿易の技術的障壁)	<p>TPPの条文案は、WTO・TBT協定の現行の権利及び義務を強化し、発展させるもので、これによりTPP参加国間の貿易が促進され、また、規制当局が健康、安全及び環境を保護し、その他の正当な政策目的を達成するに貢献する。TPBの条文規格、国際規約、規制が合意とし、助ける透明性手続を規定する。TPB参加国は、TPBを対象とする提案についても議論している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報交換のためのメカニズムが設置される場合には、同メカニズムを通じて、具体的問題の解決の加速化が期待できる。 規格策定段階において相手国関係者の参加を認め、自国民と同じ条件での開示を認めめる旨の規定が設けられる場合、我が国は手続の変更等の手当が必至となる。 個別分野についての規定現時点では議論はないが、仮に個別分野別に規則が設けられる場合、例えば遺伝子組換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じる可能性がある。
貿易救済	<p>TPP参加国は、WTO協定上の権利及び義務を確認することに合意し、透明性や適正手続(due process)の分野で既存の権利・義務を維持する新提案の框架を発展させている。また、メカニズムに関する提案も出されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貿易救済措置の一つであるアンチ・ダンピング措置を適用(注)を抑制するため、我が国企業の円滑な貿易活動を資する。 【注】アンチ・ダンピング課税による国内産業が被る損害を除く制限的な規制と輸出価格等の正常価格よりも低い場合に、これを不當な廉売としてその差額について合意する。輸出価格が正當価格と採用できる可能性がある。
原産地規則	<p>TPP参加国は、産品がTPP地域で原産されたものであるか否かを決定するために合意した原産地規則の策定にはTPPの原産地規則とのとくに合意したほか、産品の原産地内で産出する上で(TPPの)自由貿易のルールを広域化するに伴う規制を設けることなどが可能となる。さらに、TPP参加国には、シングルルールで効率的な輸出を実現するための仕組みを構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 透明性に関する規定において相手国開示を認めることで、我が国は手続の変更等の手当が必至となる。 規則が策定され、また、制度が簡素化されることで、貿易の手続が容易化される。 規則が新たに策定され、また、制度が簡素化されれば、利用企業が進展する。特に、我が国が採用している規則等を反映できれば、更に企業等の利便性が向上する。 複数の規則が存在する場合、我が国が採用する上での(TPPの)自由貿易のルールを広域化するに伴う規制を設けることなどが可能となる。さらに、TPP参加国は、シングルルールで効率的な輸出を実現するための仕組みを構築する。

TPPの輪郭 (2011年11月12日TPP首脳会合)		我が国が確保したい主なルール	慎重な検討を要する可能性のある点
金融 サービス	金融機関への投資及び国境を越える金融取引に明示的・新規的な金融規制、投資規制、外債規制等の公正性、無差別性、透明性を確保する。これにより、金融商品を販売する際に金融商品を含め実際の金融機関との協力が保証される。	高い水準のルールや市場アクセスの改善(例：外債規制や再保険規制の自由化)が規定された場合、特にASEANのTPP協定交渉参加国境が開拓される。	これまで我が国は、WTO・EPAにおいてすでに高いレベルの自らの約束を交渉しておらず、追加的に約束を交渉する場合、我が国との二国間の協議においては見られないもの、我が国との内規について提起されている関心事項(郵政、共済)について、追加的な約束を求める場合には、慎重な検討が必要。
投資	投資に関する条文案により、各TPP参加国に對して、その他のTPP参画による投資規制、投資規制、投資規制等の措置を盛り込むことは、内国民待遇との対応上重要である。それには、TPP参画による最適化のため、特例措置を設けるべきである。それに對する規則、要求の緩和を確立するため、特例措置を設けるべきである。それに對する規則、要求の緩和を確立するため、特例措置を設けるべきである。それに對する規則、要求の緩和を確立するため、特例措置を設けるべきである。	TPP協定交渉参加国の中には、主にASEAN諸国において、外債規制、投資規制、投資規制等の措置を盛り込むため、高い水準の政策変更や特定期間の履行要請の実現が図られる。この結果、日本の企業が盛り込まれる場合、我が国の法的基盤を構築することができる。	これまで我が国が国と投資家の間の紛争解決手続に對する規定などは、内国民待遇などとTPP協定交渉参加国に進出している日本企業が、投資規制の履行要請の実現が図られる場合、我が国の法的基盤を構築することができる。

新規交渉参加国の扱い

- 新規交渉参加について、正式な手続き規定がある訳ではないが、情報収集によれば、参加には、現在交渉に参加している9カ国の同意が必要。

●新規交渉参加についての公式の期限はないが、TPP原加盟国として参加するためには、各国の国内手続きにかかる時間を考慮し、早期の意思表示が必要。

：米国は、行政府が、米議会との緊密な意思疎通の一環として、2007年に失効した「貿易促進権限」(TPA)法上の手続を失効した後も実態上踏襲し、通常交渉を開始する少なくとも90日前までに、議会に通知していると承知している。

●マレーシアは、政府調達、サービス等へのコミットメントを明確に表明した上で、交渉参加が認められ、第3回会合から交渉に参加。カナダ及びメキシコは、2011年11月ハワイAPECにおいて、交渉参加について開心を表明。

- 第10回交渉会合(マレーシア)において確認された事項

- － 9カ国は、オブザーバー参加や交渉参加前の条文案の共有は認めないとの従来方針を再確認した。
- － 交渉会合中はこうした国との協議は行わないこと、二国間協議は各国首都で行うのが好ましいとの点で意見が一致した。

日本のTPP交渉参加に関する最近の米国の反応

行政府

(1) USTRが日本の交渉参加に関するパブリック・コメントを募集(12月7日～1月13日)
特に以下の点でコメントを求める旨告示。

- ・日本との貿易に関し、関税撤廃、非関税障壁の撤廃・削減が、米国の生産者、消費者に与える経済的損失及び利益
- ・日本の特定の品目の取扱
- ・対処すべき日本の衛生植物検疫措置及び貿易の技術的障害ほか

(2) USTRが環境保全に関するグリーンペーパーを公表(12月5日)

米国政府は、①過剰漁獲能力、過剰漁獲を助長する漁業補助金について規律、②サメのヒレ切り活動を抑止する行動の義務化、③国内法に違反して伐採された产品的参加国間での貿易禁止、をTPP交渉で提案。

議員

(1) 公聴会での議員発言(12月14日)

米下院歳入委貿易小委員会公聴会で、2国間の懸案事項を提示。

- ・日本は、自動車や保険に関する非関税障壁、コメの関税等の障壁がある(ハーガー議員:共・カリフォルニア)。
- ・日米間の牛肉の問題は、日本が非関税障壁を解決するかを評価するのに良い材料(スミス議員:共・ネブラスカ)。
- ・(日本の)コメの高関税、その他非関税障壁の撤廃を期待(ブーストニー議員:共・ルイジアナ)。

(2) TPPに係る日本の表明に対する声明(11月11日)

キャンプ下院歳入委員長及びブレイディ貿易小委員長は、日本の表明に対して声明を発表。

- ・自動車の輸出に関するため、日米間の貿易障壁の解決に向けた強いコミットメントの証であることを期待。牛肉、さくらんぼなどの農産品に対する障壁や、米国の製造業やサービス輸出への障壁に対処しなければならない。
- ・日本のTPP参加への関心は、米国の輸出と投資に対する多数の障壁に対処する好機。

14

(3) オバマ大統領宛書簡(12月5日)

ピーターズ下院議員(民)他13名の超党派議員は、書簡の中で、日本の交渉参加の懸念・反対を表明。

- ・米国の商品とサービスは、日本において、農産品、保険、医薬品、医療機器、そして特に自動車の分野で、深刻な市場アクセス障壁に直面。
- ・オバマ大統領が現時点で日本の交渉参加受入れに反対するよう強く求める。

業界団体

(1) 農業団体等(米国農業団体等のカーケン商代表宛書簡:12月5日)

63の農業団体等は、書簡の中で、重要なのは、TPPが包括的な協定でなければならないということを日本が認識し、受け入れるという確証を、日本から得ることを旨明。

(2) 自動車や鉄鋼団体等

自動車や鉄鋼団体等は、日本の交渉参加に反対の立場を表明。

- ・自由貿易相手国として対等の立場にない日本をTPPに受け入れるということは、危険なこと(プラント米自動車通商政策評議会会長:12月3日)。
- ・日本が交渉に参加することは新しい問題や新しい複雑さをもたらす(全米鉄鋼労働組合声明:11月12日)

TPP協定への日本の関心表明に関する
米国政府官報告示による意見募集の結果(速報)

1. 募集期間

12月7日～1月13日

2. 提出意見の概況

意見総数: 113件(現地時間17日時点)
(カナダ、メキシコ分は、各123件、94件)

3. 提出者

(1) 農業団体

・小麦、コメ、生乳、豚肉、牛肉等の団体

(2) 他の業界団体

・行政(州政府)、企業(穀物メジャー、販売業、製薬)、団体(商工会議所、自動車、サービス産業、製薬、環境ほか)

(3) 日本の団体

・JA全中、日本自動車工業会ほか

16

4. 主要意見

(1) 新規加盟国の条件

・既に9ヶ国間で合意された事項を受け入れること、交渉を遅らせないことを求める。(多数の団体、企業)

(2) 農業関係(市場アクセス)

・全ての農産品で例外なく関税撤廃が必要。(米国穀物協会ほか多数)
・コメを交渉のテーブルに載せる必要。(米国コメ連合会)
・畜産物の関税撤廃は、畜産業者と飼料(大豆ほか)生産者の双方に利益となる。(米国大豆協会ほか)

(3) SPS

・残留農薬、食品添加物の承認、検査について、科学的根拠、国際的な整合性を確保すべき。
(西部生産者協会ほか多数)
・牛肉のBSE基準の早期の見直しを求める。(全米肉用牛生産者・牛肉協会ほか)
・サクランボほかの検疫措置の改善を求める。(カリフォルニア・チェリー協会ほか)

(4) 自動車

・軽自動車への優遇措置の廃止など非関税措置を改善し、輸入車に市場を開放する複数年のコミットを示す必要。(全米自動車政策会議ほか)

(5)鉄鋼

- ・関税・非関税措置が日本に残っており、米国製品への市場開放が進むか定かでない。(米国鉄鋼協会)

(6)保険

- ・かんぽ生命は、民間業者との対等の競争条件が確保されるまで、新商品の販売を禁止すべき。(米国生命保険協会ほか)
- ・共済は、競争を歪める政策・法令・慣行の撤廃・改正を求める(米国生命保険協会)

(7)サービス、政府調達

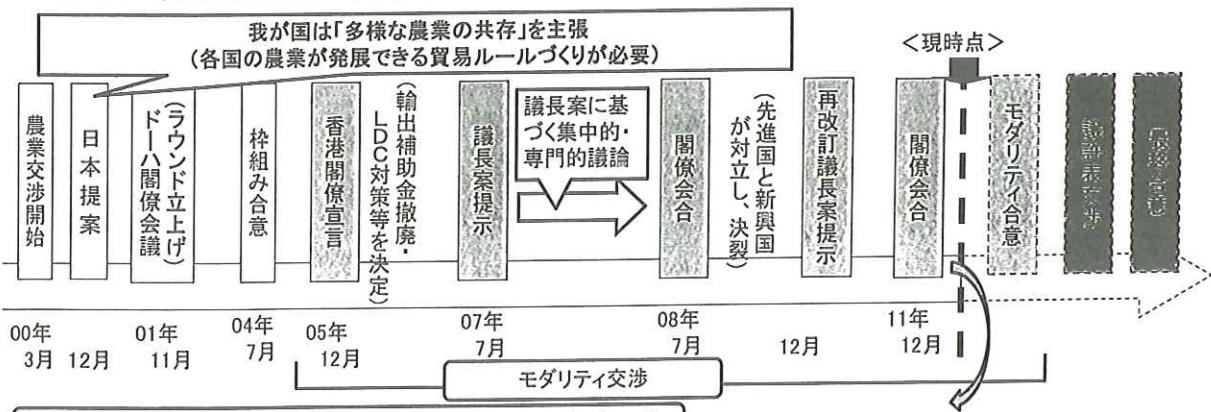
- ・日本郵政の国際スピード郵便(EMS)は、民間企業と同等の競争条件を確保すべき。(フェデックスほか)
- ・政府調達について、公共事業の基準額引下げ、鉄道事業の除外を廃止すべき。(サービス産業連盟)

(8)環境

- ・漁業補助金、マグロ、フカヒレなど漁業資源の乱獲、違法伐採等に取り組むべき。(世界自然保護基金ほか)

18

WTO農業交渉の流れ



第8回WTO閣僚会議(2011年12月15～17日、スイス・ジュネーブ)

- 議長総括文書の発出がなされ、加盟国の共通理解として、多角的貿易体制の重要性や途上国の開発が優先課題であることのほか、ドーア・ラウンド交渉について以下の旨記述。
 - ・近い将来に、一括受諾による合意が困難であることを認めつつ、交渉の妥結は諦めない
 - ・交渉を前進させるため、可能な分野についての先行合意を含め、新たなアプローチを追求する

スイス主催WTO非公式閣僚会合(2012年1月28日、スイス・ダボス)

- 成果文書は発出されなかったものの、現実的なアプローチをとり、今後、合意可能な分野を見出していくべきという点で共通理解。
- 合意可能な分野の候補として、後発開発途上国の加盟促進等に多くの国が言及したほか、一部の農業輸出国からは農業についての合意を求める声。

19

TPP交渉参加に向けた関係国との協議の結果
(ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ)

平成24年2月2日
内閣官房、外務省、財務省、農水省、経産省
関係省庁担当者を派遣して、ベトナム(1月17日)、ブルネイ(同19日)、ペルー(同24日)、チリ(同25日)とそれぞれTPP交渉参加に向けた協議を行ったところ、その結果は以下のとおり。なお、本資料は、各国の発言振りを記載したものであり、国によって一部発言内容に違いがある。
(注)なお、TPPの各分野の交渉の現状についての情報は別途公表する予定。

1. 日本の交渉参加に関する各国の立場

(1) 基本的な立場

- 以下の発言があつた。
 - ・日本の交渉参加を支持することを決定した。
 - ・日本の交渉参加を強く支持する。
 - ・新規交渉参加を認めるための手続として、関係大臣を含む委員会の決定等が必要だが、特段の問題はない。

(2) 日本の交渉参加の条件

- 日本に交渉参加の条件として求めるものについては、いずれの国も、そうしたものではないと述べた。

2. 新規交渉参加について

(1) 参加に向けたプロセス

- 交渉参加に向けたプロセスとしては、複数の国が、①全交渉参加国との個別協議、②全交渉参加国による交渉参加の承認、というプロセスを経る必要があると述べた。

(2) 新規交渉参加に求める共通の条件

- 「包括的で質の高い協定への約束(コミットメント)」について、以下の通り、参加の条件かどうか等について各国で内容が異なる発言があつた。

- ・包括的で質の高い自由化へのコミットメントを交渉参加の条件として9カ国で同意しているわけではない。

- ・事前に除外を求めることなく、全てを交渉のテーブルにのせ、包括的自由化にコミットすることが参加の条件である。

- ・包括的で高いレベルの自由化へのコミットメントは交渉参加の前提条件ではないが、交渉参加国間で共有されている野心を共有することが求められる。

- ・包括的かつ高いレベルの自由化へのコミットメントについては具体的な判断基準はない。
- 「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」について、以下の発言があった。
 - ・交渉参加の条件として9カ国で合意したものではない。
 - ・そうした事態（議論を蒸し返すこと）は避けたいが、重大な判断を要する事項はこれまで合意されていない。

○「交渉の進展を遅らせないこと」については、交渉参加の条件として9カ国で合意したものではないとの発言があった。

○「長期の関税撤廃などを通じて、いつかは関税をゼロにするというのが基本的な考え方である。

○商品目の関税撤廃が原則、他方、商品目をテーブルにのせることには商品目の関税撤廃と同義ではない。

○「センシティブ品目の扱いや除外」について、以下の発言があった。

・センシティブ品目の扱いは合意しておらず、最終的には交渉次第である。

・全交渉参加国がセンシティブ品目を有しているが、最終的には交渉分

野全体のバランスの中で決まる。

- ・除外を認めるべきではないとの合意の下、交渉を進めているが、交渉の最終結果として除外があるか否かは予断できない。
- ・関税撤廃について特定品目を除外してもいいという合意はない。
- ・国内産業保護を目的とした除外を得ることは困難。
- ・現時点で除外を求めている国はない。

4. 妥結の見通し、今後のスケジュール

(1) 妥結の見通し

- 以下の発言があった。
 - ・現実に可能かどうかは誰にも分からぬが、交渉の進んでいくつかの分野については、6月か7月に実質合意すべく交渉を加速している。
 - ・全体として30%程度しかできあがっていない状況であり、7月の合意極めて難しい、（実質合意に近いとされる）分野であっても、約20条のうち1条しか合意していない。
 - ・今年中に（市場アクセスを除く）ルールの大部分は合意可能であるが、センシティブな部分はもう少し時間がかかる。
 - ・非常に難しい交渉であり、実際の妥結時期は誰にも分からぬ。
- 3月1日～9日の豪州メルボルンでの会合を含め、本年5回の交渉会

会が予定されている、また、必要に応じて、分野を限定した中間会合を開催する予定であるとしていた。

5. オブザーバー参加、交渉条文案の提供

- 交渉参加に向けた協議を行っている国のオブザーバー参加は認めないこと、交渉条文案は交渉参加国以外には共有しないことについては、各國とも認識を共有していく。

(以上)